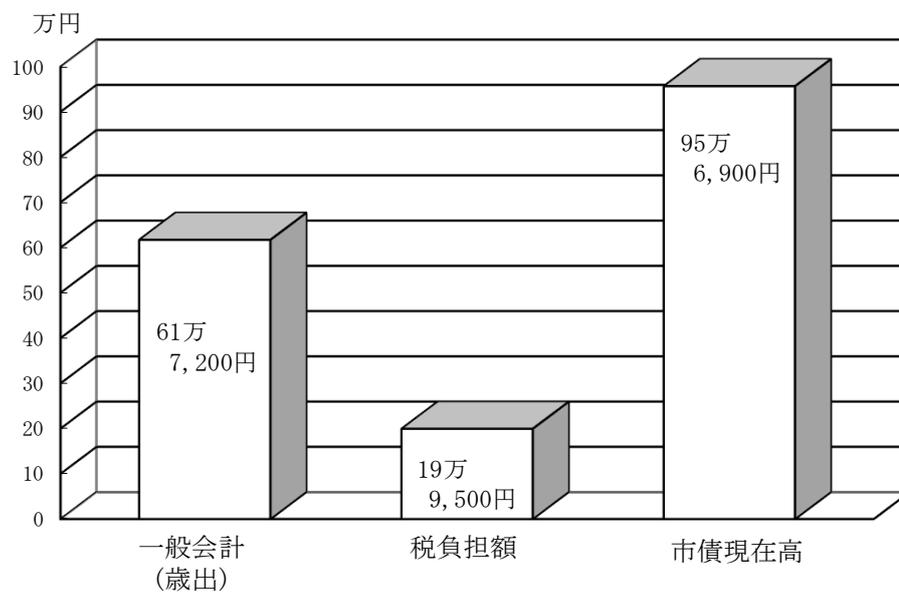


6 市民1人当たりの金額

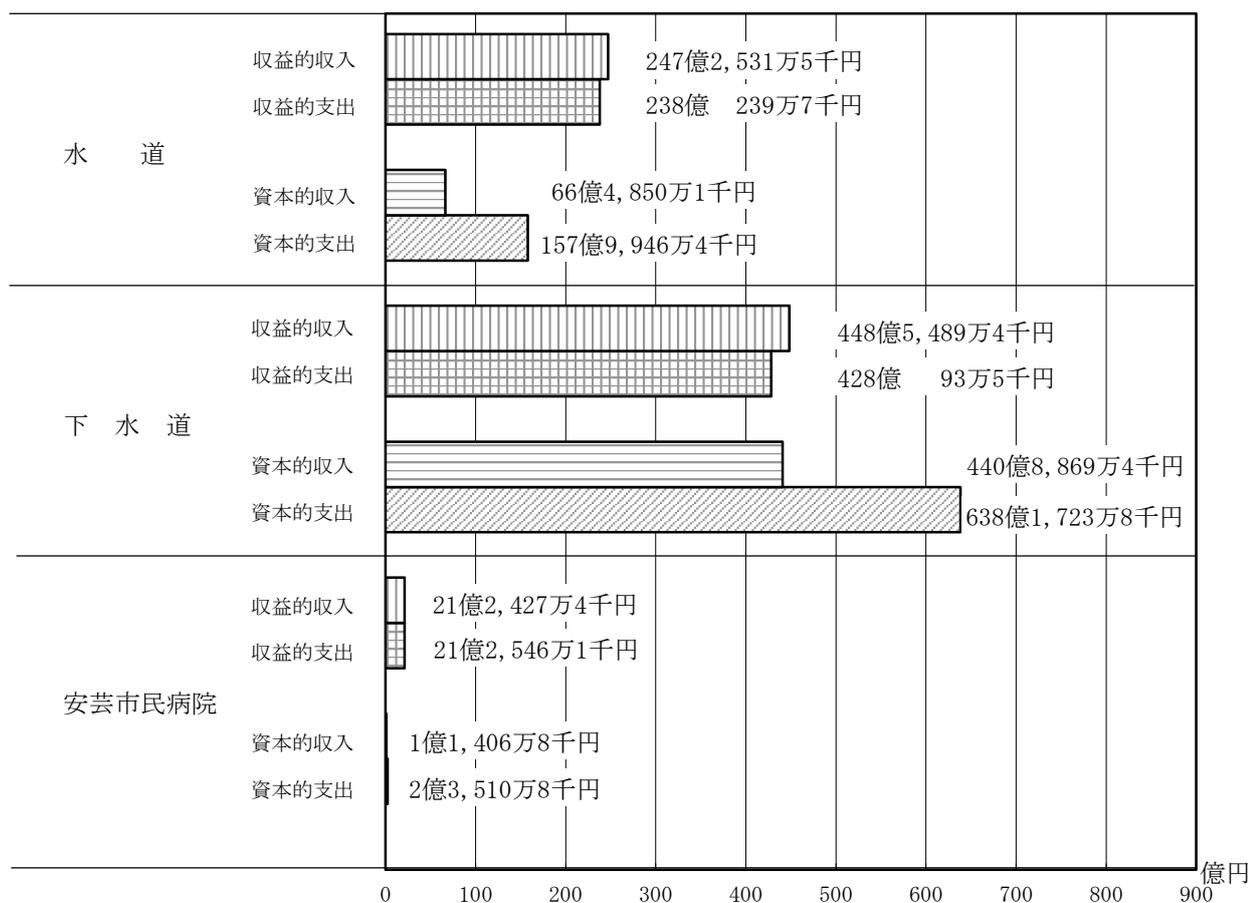
《人口：118万6,408人(外国人を含む。) 令和4年3月31日現在》



一般会計(歳出)《61万7,200円》の内訳

☆民生費 (福祉の充実)	20万6,700円
☆土木費 (道路・公園整備など)	8万5,900円
☆教育費 (学校・社会教育の充実)	8万1,000円
☆衛生費 (保健・医療の充実)	7万円
☆公債費 (借入金の返済)	6万4,700円
☆総務費 (コミュニティの振興など)	5万700円
☆商工・農林水産業費 (各種産業の振興)	1万7,500円
☆災害復旧費 (災害の復旧)	6,000円
☆議会費 (議会の運営)	1,300円
☆消防費その他 (消防・救急の強化など)	3万3,400円

7 企業会計の決算



用語解説

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す。
- ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。

なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価償却費などで補填する。

8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」（公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」）を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の令和3年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していない。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	— (実質赤字は生じていない)	— (同左)	10.9	158.9
早期健全化基準 (自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準)	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準 (自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準)	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率：一般会計等（一般会計と住宅資金貸付など8つの特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(2) 資金不足比率

(単位：%)

区 分	資金不足比率
特別会計名 中央卸売市場、国民宿舎湯来ロッジ等、開発、水道、下水道、安芸市民病院	— (いずれの会計についても資金不足は生じていない)
経営健全化基準 (公営企業において早期健全化段階になるとみなされる基準)	20.00

※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(3) 健全化判断比率等の推移

(単位：%)

区 分	H24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
実質公債費比率	15.9	15.6	15.4	15.0	14.7	13.8	13.1	12.4	11.7	10.9
将来負担比率	238.7	228.2	228.0	223.9	222.8	199.6	190.4	183.7	174.7	158.9

- ・ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれの年度においても実質赤字は生じていない。
- ・ 資金不足比率については、対象となる全ての特別会計について、いずれの年度においても資金不足は生じていない。

用 語 解 説

◎ 各比率について

・ 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3か年平均}) \cdot \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

・ 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。

この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

・ 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◎ 各基準について

・ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

・ 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければならない。

・ 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

Ⅱ 令和4年度の財政状況

1 予算の執行状況（令和4年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳入

区 分	当初予算額			繰越額			補正額			予算現額(A)			収入済額(B)			B/A×100 %
	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	
市 税	241	209	280							241	209	280	133	481	802	55.3
地 方 譲 与 税	3	488	789							3	488	789	97	600	2	28.0
利 子 割 交 付 金	2	183	74							2	183	74	44	700		20.5
配 当 割 交 付 金	8	64	002							8	64	002	23	856	4	27.6
株式等譲渡所得割交付金	1	169	219							1	169	219				
分離課税所得割交付金	2	44	573							2	44	573				
法 人 事 業 税 交 付 金	3	027	624							3	027	624	18	076	50	59.7
地方消費税交付金	2	891	383							2	891	383	16	138	816	55.8
ゴルフ場利用税交付金	5	77	70							5	77	70	23	421		40.5
環境性能割交付金	5	87	000							5	87	000	13	980	1	23.8
軽油引取税交付金	5	23	900							5	23	900	21	765	9	41.5
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	2	96	87							2	96	87				
地方特例交付金	1	600	000							1	600	000	18	341	70	114.6
地 方 交 付 税	5	600	000							5	600	000	41	288	606	73.7
交通安全対策特別交付金	3	04	000							3	04	000	13	771	0	45.3
分 担 金 ・ 負 担 金	8	243	001	4	933		2	490		8	250	424	13	480	19	16.3
使用料・手数料	1	197	569							1	197	569	57	380	40	47.9
国 庫 支 出 金	1	418	304	2	529	742	1	970	248	1	868	303	53	312	482	28.5
県 支 出 金	3	305	666	3	387	437	3	951	03	3	683	920	3	587	697	9.7
財 産 収 入	1	90	638							1	90	638	3	967	10	20.8
寄 附 金	1	34	018							1	34	018	4	602	23	34.3
繰 入 金	9	740	508	1	51	97	4	94	480	10	250	185	13	200	97	12.9
繰 越 金	1			9	41	067				9	41	067	11	300	720	120.1
諸 収 入	3	883	263	6	828					3	883	945	4	474	006	11.5
市 債	6	908	420	2	475	155	1	64	360	6	954	793	9	860		0.1
歳 入 合 計	6	589	629	6	287	403	2	223	381	7	440	751	2	803	204	37.7

歳出

区 分	当初予算額			繰越額			補正額			予算現額(C)			支出済額(D)			D/C×100 %
	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	
議 会 費	1	651	094							1	651	094	7	488	76	45.4
総 務 費	5	353	571	1	314	452	4	93	206	5	343	377	2	049	450	37.0
民 生 費	2	164	209	6	062	455	1	100	009	2	334	835	8	919	057	38.2
衛 生 費	7	401	671	1	355	719	5	24	469	9	281	859	3	739	297	40.3
農 林 水 産 業 費	4	377	759	6	64	292	2	50	000	5	292	051	1	434	132	27.1
商 工 費	1	586	410	1	517	758	6	71	300	1	805	316	1	229	174	68.1
土 木 費	1	041	136	3	075	882	4	301	391	1	391	738	5	796	842	41.7
消 防 費	1	430	062	2	69	19				1	432	754	5	664	553	39.5
教 育 費	1	013	789	1	661	265	2	87	468	1	033	277	4	273	379	41.4
災 害 復 旧 費	1	851	531	7	31	087				9	162	410	1	668	448	18.2
公 債 費	3	992	732							3	992	732		530		0.0
諸 支 出 金	3	112	442							3	112	442				
予 備 費	4	000	000						△	10	000					
歳 出 合 計	6	589	629	6	287	403	2	223	381	7	440	751	2	695	885	36.2

(注)当初予算額には、市議会議員補欠選挙の実施に係る補正予算額を含む。

(注)予備費支出については、補正額に含む。

(2) 特別会計

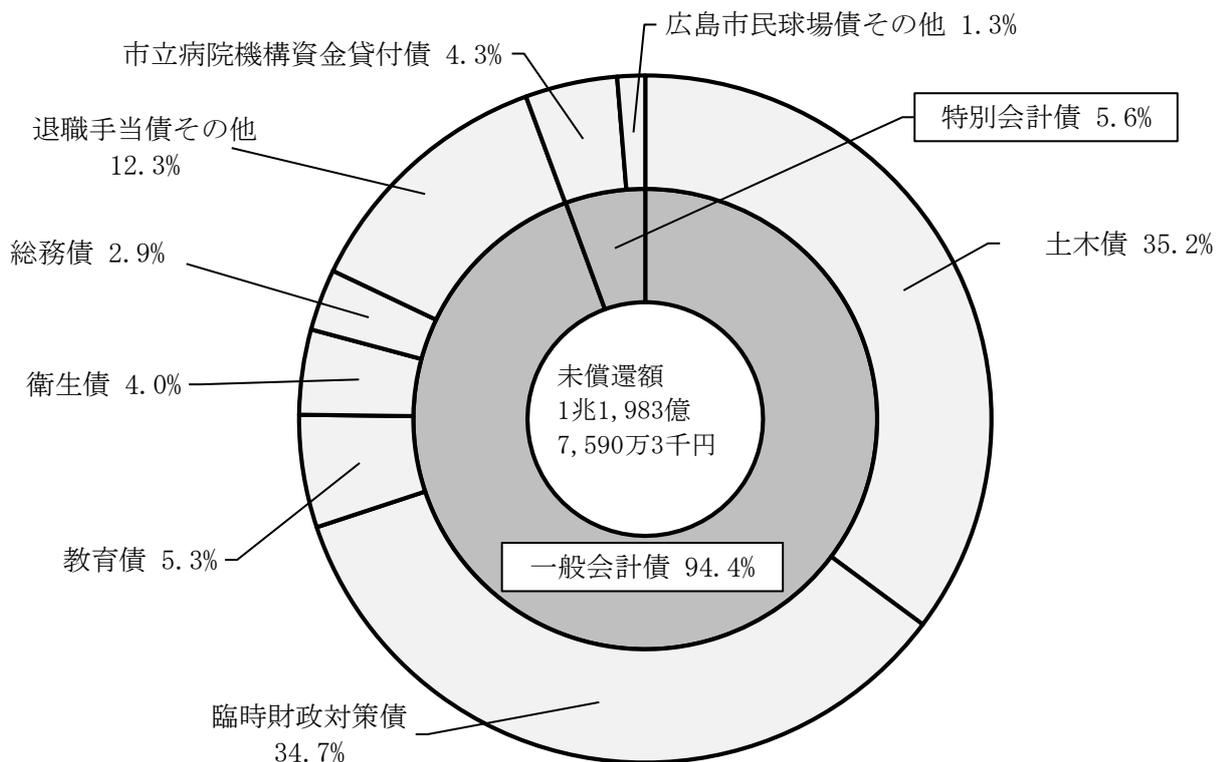
会 計 名	当初予算額			繰越額			補正額			予算現額			執 行 状 況			
													歳 入		歳 出	
													収入済額	収入率	支出済額	執行率
億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	%	億	万	千円	%			
母子父子寡婦 福祉資金貸付	7	13801							7	13801	1243765	174.2	117566	16.5		
物 品 調 達		41230							41230	24994	60.6	21733	52.7			
公 債 管 理	142670374								142670374	36949400	25.9	45201270	31.7			
広島市民球場	2092441								2092441	126839	6.1	41515	2.0			
用地先行取得	343196								343196	2	0.0					
西 風 新 都	1064061		19015						1083076	122813	11.3	36899	3.4			
後期高齢者医療	16526962								16526962	5712092	34.6	5030311	30.4			
介 護 保 険	105177488								105177488	41854570	39.8	41924979	39.9			
国民健康保険	102640784								102640784	40963904	39.9	42113972	41.0			
競 輪	25899941								25899941	6315648	24.4	3817839	14.7			
中央卸売市場	2866429		48939						2915368	761240	26.1	984583	33.8			
国民宿舎湯来 ロッジ等	58519								58519			2814	4.8			
駐 車 場	628455		4000						632455	206149	32.6	46011	7.3			
開 発	1092575								1092575	18147	1.7	4507	0.4			
市立病院機構 資金貸付	13084793								13084793	4700516	35.9	3000300	22.9			
元宇品町財産区	7323								7323	27808	379.7					
高南財産区	154								154	657	426.6	2	1.3			
三入財産区	449								449	6073	1,352.6	25	5.6			
小河内財産区	198								198	5131	2,591.4	19	9.6			
砂谷財産区	352								352	10804	3,069.3	96	27.3			
合 計	414909525		71954						414981479	139050552	33.5	142344441	34.3			

2 市有財産の状況（令和4年9月30日現在）

土 地	5,123万248.43 m ²
建 物	405万7,819.96 m ²
工 作 物	7万3,974 件
立 木 竹	68万8,892.37 m ³
積 立 金	1,086億9,771万9千円
そ の 他	1,064億3,632万2千円

3 市債及び一時借入金（一般会計及び特別会計）の状況

(1) 市債（令和4年9月30日現在）



(2) 一時借入金（令和4年9月30日現在）

(単位：億円)

区分	限度額	現在高
一般会計	900	0

(注) 令和4年4月から9月までの間に、一時借入れは行っていない。